

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	成長志向型カーボンプライシング ー排出量取引制度の本格稼働に向けてー
著者 / 所属	薄井 繭実 / 経済産業委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	470号
刊行日	2024-11-1
頁	43-59
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20241101.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

成長志向型カーボンプライシング

— 排出量取引制度の本格稼働に向けて —

薄井 繭実

(経済産業委員会調査室)

1. はじめに
2. カーボンプライシングの全体像
3. 我が国におけるカーボンプライシングの議論の経緯
4. 排出量取引制度の試行的実施と本格稼働に向けた検討状況
5. GX推進法の国会審議等を踏まえた主な論点
6. おわりに

1. はじめに

気候変動問題への対応が人類共通の課題とされる中、世界的に脱炭素への機運が高まっている。我が国においても、2020年10月に、菅内閣総理大臣（当時、以下、肩書はいずれも当時のもの）が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した¹。

さらに、2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略は、世界のエネルギー需給構造に大きな変化をもたらし、脱炭素化の流れを一層加速させた。欧米諸国が脱炭素投資への支援策や、新たな市場、ルール形成の取組を進める中、我が国においても、「GX²実現に向けた基本方針」³（以下「GX基本方針」という。）においてGXに向けた大規模な投資促進策を打ち出した。具体的には、「成長志向型カーボンプライシング構想」として、今

¹ なお、2021年4月には、米国主催気候サミットにおいて、2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すことが宣言され、それを踏まえ、パリ協定に基づき国が決定する排出量削減目標（NDC）が国連に提出された。次期NDCは2025年2月までに提出することとされており、現在、環境省及び経済産業省による合同会議において地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策についての検討が行われている。

² GX（グリーントランスフォーメーション）とは、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換することを指す。

³ 「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」(2023年2月) <https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002_1.pdf>（以下、最終アクセスはいずれも2024.9.30）

後 10 年間で 150 兆円を超える G X 投資を官民協調で実現していくこと、そのための呼び水として、国として 20 兆円規模の大胆な先行投資支援を行い、それが、新たな市場・需要の創出に効果的につながるよう、規制・制度的措置と一体的に講じていくことなどを示した。

第 211 回国会（2023 年常会）では、成長志向型カーボンプライシング構想等の具体策が盛り込まれた G X 推進法⁴が成立した。同法には、国による 20 兆円の先行投資は、「G X 経済移行債」を発行して賄うこと、「化石燃料賦課金」（2028 年度から徴収）、「特定事業者負担金」（2033 年度から徴収）を導入し、それらの収入により G X 経済移行債を償還していくことなどが規定されている⁵。また、2023 年度からは、G X リーグ⁶と呼ばれる企業群の中でカーボンプライシングの一形態である国内排出量取引が試行的に開始されているが、政府は、この排出量取引制度の本格稼働に向け、来年の通常国会（2025 年常会）に必要な法案の提出を検討しているとされる⁷。

そこで本稿では、カーボンプライシングの全体像、その導入に係る議論の経緯と排出量取引制度の本格稼働に向けた昨今の検討状況、G X 推進法における国会審議を踏まえた今後の主な論点を紹介することとしたい⁸。

2. カーボンプライシングの全体像

カーボンプライシングとは、炭素に価格を付け、排出者の行動を変容させる経済的手法であり、政府だけではなく、民間によるプライシングも存在している。世界銀行の報告によると、2024 年 4 月時点で世界に導入されているカーボンプライシングの施策は 75 件であり、これらの施策によりカバーされる世界の温室効果ガス排出量は全体の 24%であるとされている⁹。

図表 1 のとおりカーボンプライシングは多様であり、有名な手法としては、炭素税、排出量取引がある。これらは、排出される炭素に対して、t 当たりの価格が明示的に付されるものであり、明示的カーボンプライシングと呼ばれることもある。一方、エネルギー諸税など、炭素排出量ではなくエネルギー消費量に対し課税されるものや、規制や基準の遵守のために排出削減コストが掛かるものを暗示的カーボンプライシングと呼ぶこともある。

そのほか、排出削減量をクレジットとして発行し、売買等を可能にするクレジット取引

⁴ 正式名称は「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）

⁵ 具体的には、化石燃料輸入事業者等から、その輸入等に係る化石燃料の CO₂ 排出量に応じて、2028 年度より化石燃料賦課金を徴収すること（第 11 条）、発電事業者の一部有償で排出枠を割り当て、その量に応じて発電事業者から 2033 年度より特定事業者負担金を徴収すること（第 15 条・第 16 条）が規定されている。また、同法附則において、法施行後 2 年以内にその実施に向けて必要な法制上の措置を行うことが規定されている（附則第 11 条）。

⁶ G X リーグとは、2050 年カーボンニュートラル実現と社会変革を見据えて、G X への挑戦を行い、現在及び未来社会における持続的な成長実現を目指す企業が同様の取組を行う企業群を官・学と共に協働する場とされている。

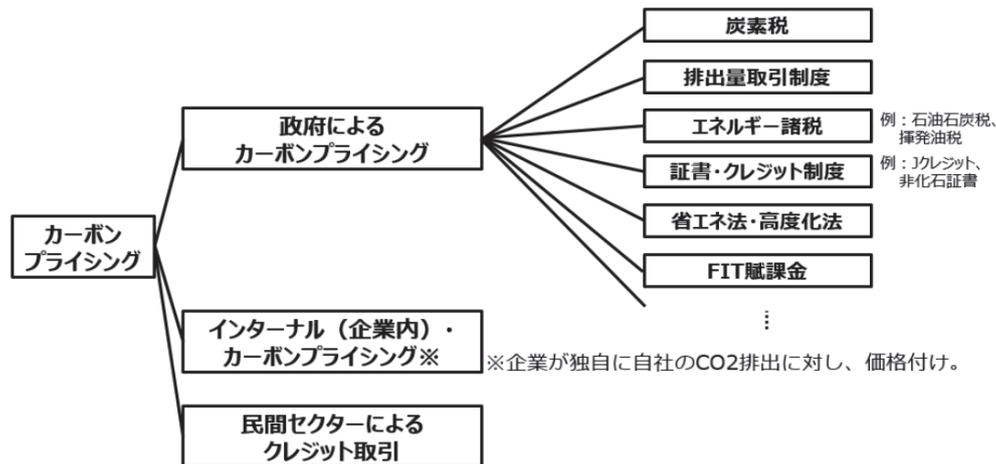
⁷ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」（2024. 6. 21）45 頁<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2024.pdf>

⁸ 本稿は 2024 年 10 月 2 日に脱稿しており、それまでの情報に基づいて記述している。

⁹ World Bank Group, “Carbon Pricing Dashboard” <<https://carbonpricingdashboard.worldbank.org/compliance/instrument-detail>>

もカーボンプライシングの一形態とされる。クレジット取引には、政府主導の仕組み以外にも、企業内部において排出量を価格付けし、投資判断等に活用するインターナル・カーボンプライシングもある（図表1参照）。

図表1 カーボンプライシングの分類



(出所) 資源エネルギー庁「脱炭素に向けて各国が取り組む「カーボンプライシング」とは？」(2023. 5. 15)
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/carbon_pricing.html

(1) 炭素税¹⁰

炭素税は、燃料・電気を使用することで排出された二酸化炭素（以下「CO₂」という。）に対して、その量に比例した課税を行うことで、炭素に価格を付ける仕組みであり、炭素税の課税対象は、上流（化石燃料の採取、輸入時点）、中流（揮発油、軽油、都市ガス等の化石燃料製品や電気の出荷時点）、下流（化石燃料製品、電気の需要家への供給時点）、最下流（最終製品が最終消費者に供給される時点）の4パターンがあるとされる。炭素税の利点としては、課税によって幅広い主体に価格シグナルが発出され、基本的にカバレッジが広いことなどが挙げられ、一方、課題としては、確実性を持って削減量を担保することが難しいこと等が挙げられる。

日本では、炭素税に当たるものとして、2012年10月1日から「地球温暖化対策のための税」（以下「温対税」という。）が導入されている。温対税は、原油や石炭など化石燃料に対して課税を行う石油石炭税を活用して、CO₂排出量に応じて税率を上乗せする仕組みとなっており、具体的には、化石燃料ごとのCO₂排出原単位を用いて、それぞれの税負担がCO₂排出量1 t当たり289円に等しくなるよう、単位量（k1又はt）当たりの税率が設定されている。税率は3年半掛けて3段階に分けて引き上げられ、2016年4月からは、石油760円/k1、ガス780円/t、石炭670円/tとなっている。

¹⁰ 本項目は、環境省第13回カーボンプライシングの活用に関する小委員会（2021. 3. 2）資料2 <<https://www.env.go.jp/council/06earth/%E7%82%AD%E7%B4%A0%E7%A8%8E%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf>>を基に記述。

（２）排出量取引¹¹

排出量取引制度は、政府が排出量に関する上限（キャップ）を設定した上で、制度対象者が、その目標を達成するために、必要に応じて市場で排出枠を取引する制度である。それぞれの排出主体は、自身の排出削減コストに応じて、①自身で排出削減を行う、②余剰排出枠を保有する他の制度対象者から排出枠を購入する、また、③制度によっては、排出枠の目標達成において、海外クレジットや国内削減クレジット（後掲（３）参照）など、外部のクレジットを活用する（オフセット・クレジット）等の選択が可能であり、履行手段の多様性、柔軟性を確保する制度であるとされている。

政府が設定する排出枠は、対象となる事業等の活動状況や排出削減につながる技術の有無等の個別の事情に応じて、事業者などに無償で割り当てる「無償割当」、または、有償で割り当てる「有償割当」の方式がある。

無償割当は、有償割当に比べて、排出量取引制度の導入に伴う急激な変化による社会インパクトを軽減することができ、かつ、対象事業者の制度対応ノウハウが未成熟であっても対応可能である点で導入障壁が比較的低いといえる。一方、有償割当は、各事業者が排出枠の一部又は全部を、オークションを通じて有償で取引するものであることから、比較的公平性、透明性を担保しやすいとされる。

無償割当の割当方法には、グラントファザリング方式とベンチマーク方式がある。グラントファザリング方式は、企業などの過去の排出実績を基に、排出削減のポテンシャルを踏まえた設定がなされることから、排出枠の設定は相対的に容易とされる。一方、ベンチマーク方式は、事業者や産業ごとに基準となる排出量を定め、それに基づいて排出枠を設定するものであり、現実的なベンチマークの設定には、製品や工程ごとのデータ収集等が必要となるため、制度の施行においては、一定の期間とコストを要するとされている（図表２参照）。

排出量取引制度の利点としては、確実性を持って削減量を担保できることや、社会全体で費用効率的に排出削減を達成するための最適な炭素価格が市場メカニズムを通じて導出されること等が挙げられる。一方、課題としては、排出枠価格が経済状況や化石燃料価格等によって上下するため、制度設計によっては予見可能性の確保が困難な場合があることや、制度運用の行政コストが比較的高く、制度自体が複雑であること等が挙げられる。

このうち前者の課題である価格の変動等に対しては、市場安定化措置を整備しておくことも重要なポイントとなる。具体的には、排出量取引制度を我が国に先駆けて導入している諸外国において、価格高騰対策として、一定の価格水準に達した際に、あらかじめ政府が留保した排出枠の放出や、固定価格での排出枠の販売を行っている例がある。また、価格下落対策としては、政府オークションにおける販売量抑制や最低価格設定等の措置の導入がみられる。そのほか、バンキングやボローイングという柔軟性措置があり、これらは、ある遵守期間において創出された余剰排出枠の繰越しや不足排出枠の前借りを認める措置

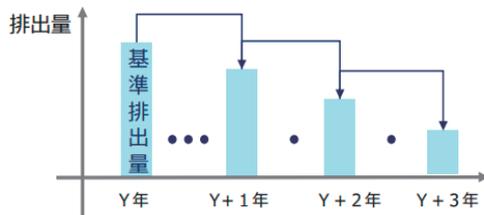
¹¹ 本項目は、環境省第14回カーボンプライシングの活用に関する小委員会（2021.4.2）資料2〈https://www.env.go.jp/council/content/i_05/900422722.pdf〉を基に記述。

である¹²。

図表2 グランドファザリング方式とベンチマーク方式

■ グランドファザリング方式

基準年の排出実績から毎年〇%排出削減となるように目標水準を設定する方式

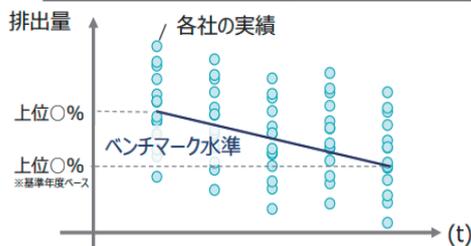


過去の排出実績等を踏まえて、毎年一定比率での排出削減を求めるため、**基準排出量**（ある年度の温室効果ガス排出量）に一定の比率（削減率）を乗じて目標水準を算定する。

$$\text{目標水準} = \text{基準排出量} \times (1 - \text{目指すべき削減率})$$

■ ベンチマーク方式

ある一定のプロセスの上位〇%の排出水準となるように目標水準を設定する方式



当該プロセスの上位〇%の水準となるように、製造等の効率改善を求めるため、**基準活動量**（例えば、製品の生産量等）にベンチマークを乗じて目標水準を算定する。

$$\text{目標水準} = \text{基準活動量} \times \text{目指すべき排出原単位}$$

（出所）第1回GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ（2024.9.3）資料3 12頁

（3）クレジット取引¹³

カーボン・クレジットとは、ボイラーの更新や太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の排出量等の見通しと実際の排出量等の差分について、国や企業等の間で取引できるよう認証したものである。これは「ベースライン&クレジット制度」と呼ばれることもある。

カーボン・クレジットは、運営主体により「公的クレジット」と「ボランタリークレジット」に分けられ、さらに、公的クレジットの運営主体は、国際機関と、各国政府等に分類される。国際機関が運営する国際的なクレジットメカニズムは、京都議定書において国家間で約束した排出量の削減目標を達成するための手段として位置付けられるもので、J I（Joint Implementation：共同実施）¹⁴やCDM（Clean Development Mechanism：クリーン開発メカニズム）¹⁵などがある。各国政府等が運営するクレジットについて、日本政府が関与しているものとしては、J CM（Joint Crediting Mechanism：二国間クレジット制度）とJ-クレジットがある¹⁶。J CMは、途上国等への優れた脱炭素技術等の普及や対策

¹² 第1回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会（2024.5.17）資料3 8～10頁<https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/001_03_00.pdf>

¹³ 本項目は、特段の脚注があるものを除き、カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会「カーボン・クレジット・レポート」（2022年6月）4～10頁<<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628003/20220628003-f.pdf>>を基に記述。

¹⁴ 先進国同士が共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度。

¹⁵ 先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国（先進国）が自国の目標達成に利用できる制度。

¹⁶ 佐藤仁人ほか「GX実現を支えるカーボンクレジット・排出量取引」『知的資産創造』（2023年7月号）9～

実施を通じて実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標達成に活用することができるものである。J-クレジットは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を利用することによるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度であり、2013年度から経済産業省、環境省、農林水産省において運営されている。

近年、国際的にカーボン・クレジットの発行・活用は増加傾向にあるとされるが、それは、企業の自主的な取組による活用のほか、CORSIA（Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation：国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム）¹⁷や各国の排出量取引制度等により、企業のカーボン・クレジット需要が発生していることが要因と考えられている¹⁸。

3. 我が国におけるカーボンプライシングの議論の経緯

我が国では、1997年の京都議定書の採択以降、環境省を中心にカーボンプライシングに関する検討が行われてきた。2000年代から2010年代初めにかけては、企業の自主的な参加に基づく、自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）¹⁹などの排出量取引の試行的取組等も実施された。その後、2012年10月に、我が国として初めてとなるカーボンプライシングとして温対税が導入された。しかし、当時は、産業界からの強い反対などもあり²⁰、排出量取引制度については、試行に続く本格的な導入には至らなかったが²¹、2015年のパリ協

12 頁

¹⁷ 国際民間航空機関（ICAO）では、グローバル削減目標の一つとして2020年以降GHG排出を増加させないことを掲げており、その削減義務の達成手段としてCORSIAが2021年から開始されている。2021年5月にICAOが行ったカーボン・クレジット需要試算では、2021年～2035年の累積で16～32億tのカーボン・クレジット需要が予想されている。

¹⁸ カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会「カーボン・クレジット・レポート」（2022年6月）21頁。このように、制度によっては、排出枠を補完するものとして、排出枠の規制対象となる主体外からのカーボン・クレジットの購入を限定的に認めている事例もあり、排出量取引の中にクレジット取引が含まれる場合も存在する。

¹⁹ 2005年度から2013年度まで、環境省が実施した国内排出量取引制度。本制度では、自主的に参加する事業者が工場・事業所単位でCO₂の排出削減目標を設定した上で、排出削減を実施し、必要に応じて排出量取引を活用し、目標達成が行われた。

²⁰ 一般社団法人日本経済団体連合会は、2017年10月17日、「今後の地球温暖化対策に関する提言」において、「明示的カーボンプライシングを導入・拡充することには、引き続き反対である」ことを示した（25頁）。<https://www.keidanren.or.jp/policy/2017/077_honbun.pdf>

²¹ 2010年、鳩山政権において、温対税の導入、再エネの全量固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）、国内排出量取引制度の三つの施策（地球温暖化対策主要3施策）を含む地球温暖化対策基本法案が閣議決定された。同法案は、第174回国会（2010年常会）に提出されたが、参議院において審査未了、廃案となり、その後、第176回国会（2010年臨時会）において再度提出されたが、審議入りせず、衆議院解散（2012年）と同時に廃案となった。このような中、2010年12月、上記3施策のうち、温対税、固定価格買取制度については、政府において導入が決定されたが、排出量取引制度については慎重な検討を要するとされ、導入には至らなかった。固定価格買取制度は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再エネを用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度であり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」に基づき、2012年7月1日から開始された。同法は、2020年の改正により「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に名称が変更された。なお、地方公共団体では、2010年に東京都が、2011年に埼玉県が排出量取引制度を導入している。

定以降、カーボンプライシングに再度注目が集まり、2017年からは環境省中央環境審議会
で「カーボンプライシングのあり方に関する検討会」が開催されるようになった。さらに、
2020年に、2050年カーボンニュートラルを目指すことが宣言され、これを契機に、環境
省、経済産業省においてカーボンプライシングの議論が本格化した。

2021年8月に公表された経済産業省の研究会中間報告では、その具体化に向けた施策と
して、2022年度から「カーボンニュートラル・トップリーグ（仮称）」（後にGXリーグに
名称変更）における企業の排出削減目標の設定・国による実績確認、及び「カーボン・ク
レジット市場（仮称）」におけるクレジット取引の実証を開始することが示された²²。その
後、2022年度の実証事業の結果を踏まえ、2023年10月11日に東京証券取引所に「カーボ
ン・クレジット市場」が開設された²³。そして、2022年7月に官邸に設置されたGX実行
会議を中心に、成長志向型カーボンプライシング構想の本格的な検討が行われ、それを踏
まえ、2023年5月にGX推進法が成立した。

2で述べたとおり、カーボンプライシングの代表例は炭素税、排出量取引であるが、G
X推進法では、化石燃料賦課金、特定事業者負担金を組み合わせるといった形態が採用され
ている。この理由について西村GX担当大臣は、「一律の炭素税とは異なり、市場機能を活
用することで効率的かつ効果的な排出削減が可能となるよう排出量取引制度を導入した。
排出量取引制度では、排出量全体の4割をカバーできるが、そうすると負担のないところ
も出てくるため、公平性の確保、カーボンニュートラルの実現の加速の両方の観点から、
広く化石燃料を対象とした化石燃料賦課金を組み合わせる仕組みとした。また、賦課金と
した理由の一つは、きめ細かく運用ができるためである」²⁴旨説明している。カーボンプラ
イシングは、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入すること
が基本とされ、具体的には、今後、石油石炭税収がGXの進展により減少していくことや、
再エネ賦課金²⁵総額が再エネ電気の買取価格の低下等によりピークを迎えた後に減少して
いくことを踏まえて導入するとされている²⁶（図表3参照）。賦課金方式と排出量取引のハ
イブリッド方式を採用した理由は、化石燃料賦課金と特定事業者負担金について、その総
額が現在のエネルギーに係る負担の総額を上回らないよう両制度を調整しつつ、負担水準
を決定していくことが見込まれているためと考えられる。

以上の理由により税方式が採用されなかったことに対しては、「「租税」では、税率を国
会で議決する必要があるが、「賦課金」ならば、負担の水準を国会での議決を経ずに政省令
で定めることが可能」²⁷との指摘もなされている。

²² 「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」中間整理概要版
(2021. 8. 25) <https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_neutral_jitsugen/pdf/20210825_1.pdf>

²³ 株式会社日本取引所グループホームページ「カーボン・クレジット市場」<<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/index.html>>

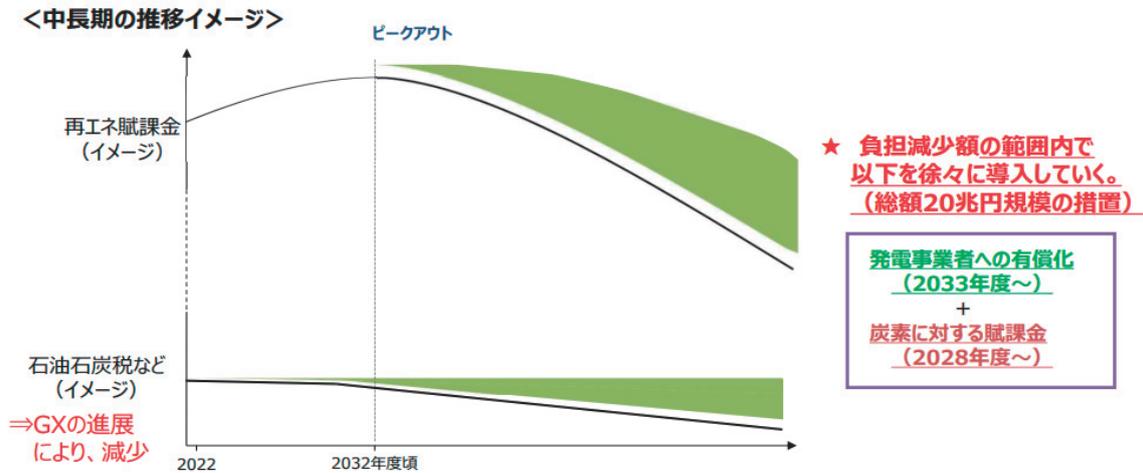
²⁴ 第211回国会参議院経済産業委員会会議録第6号23頁（令5. 4. 25）

²⁵ 再エネの普及促進のため、固定価格買取制度に基づき、電気料金の一部として需要家が支払うもの。

²⁶ 「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（2023年7月）17～18頁<<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230728002/20230728002-1.pdf>>

²⁷ 蜂屋勝弘「カーボン・プライシングの活用に向けた課題～炭素価格引き上げの国内環境整備と国際協調を～」
（日本総研リサーチレポート、2023. 3. 22）9頁<<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/resea>>

図表3 成長志向型カーボンプライシングの中長期的イメージ



(出所) 第1回中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会 合同会合 (2023. 5. 29) 資料5 7頁

4. 排出量取引制度の試行的実施と本格稼働に向けた検討状況

(1) 排出量取引制度の段階的発展の方針

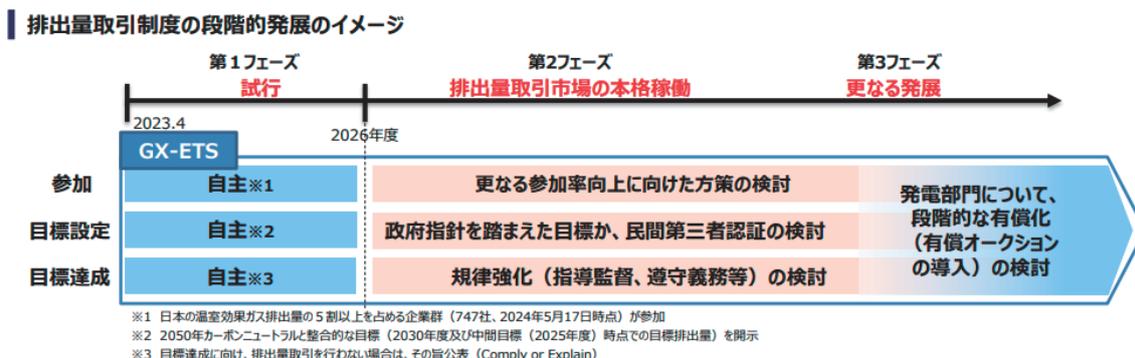
G X基本方針では、2023年度から、G Xリーグにおいて排出量取引制度を試行的に実施し(第1フェーズ)、その後、2026年度から同制度を本格稼働(第2フェーズ)させるとの方針が示された²⁸。

2023年度からの第1フェーズにおける試行的実施は、参加企業のリーダーシップに基づく自主参加型であり、削減目標の設定及び遵守についても、企業の自主努力に委ねることとされた。2026年度からの第2フェーズにおいては、更なる参加率向上に向けた方策や、政府指針を踏まえた削減目標に対する民間第三者認証、目標達成に向けた規律強化(指導監督、遵守義務等)などを検討するとともに、排出量取引制度の進捗や国際動向等を踏まえ更なる発展に向けた検討を進めるとされた(図表4参照)。

<rchreport/pdf/14069.pdf>

²⁸ 「G X実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」(2023年2月)18頁

図表4 排出量取引制度の段階的発展のイメージ



（出所）第1回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会（2024.5.17）資料3 6頁

（2）排出量取引の試行的実施におけるルールの主な概要²⁹

GX基本方針を踏まえ、2023年度からGXリーグに参画する企業³⁰による排出量取引の自主的取組として、GX-ETSが開始されており、参画企業は自ら削減目標を設定し、進捗を開示して目標達成に向けて取り組むこととなる。GX-ETSの第1フェーズにおける主なルールは図表5のとおりである。

図表5 GX-ETSにおける第1フェーズのルール

1. プレッジ	<ul style="list-style-type: none"> 国内直接・間接排出（※）それぞれについて、2030年度及び2025年度の排出削減目標、第1フェーズ（2023年度～2025年度）の排出削減目標の総計を設定 目標水準は各社が自ら設定
2. 実績報告	<ul style="list-style-type: none"> 国内直接・間接排出の排出量実績を算定・報告 排出量の算定結果につき、第三者検証が必要
3. 取引実施	<ul style="list-style-type: none"> 排出量取引の対象は、国内の直接排出分のみ（いわゆる、スコープ1に相当）。自ら設定した直接排出の目標を達成できなかった場合、超過削減枠や適格カーボン・クレジットの調達又は未達理由を説明 他社に売却可能な「超過削減枠」の創出は、目標にかかわらず、NDC水準（※）を超過削減した分 ※ 基準年度が2013年の場合、基準年度排出量からの削減率が2023年度27.0%、2024年度29.7%、2025年度32.4%
4. レビュー	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成状況及び取引状況は、情報開示プラットフォーム「GXダッシュボード」上で公表 ※具体的な開示の在り方については、今後参画企業との対話を通じて検討。

※ エネルギー起源間接排出、いわゆるスコープ2を指す。

（出所）第1回GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ（2024.9.3）資料3 17頁

²⁹ 個別の脚注があるものを除き、GXリーグ事務局「GX-ETSにおける第1フェーズのルール」（2023年2月）を基に記述。

³⁰ 2024年度のGXリーグ参画企業数は747者とされている（経済産業省ニュースリリース「GXリーグに2024年度から新たに179者が参画し、合計747者となります」（2024.3.27））

2023年度から2025年度の第1フェーズにおける参画企業は、①2021年度の国内直接排出量が10万t-CO₂e以上のGroupG、10万t-CO₂e未満のGroupXの二つに分類されている。

参画企業は、国内直接排出量（いわゆる、スコープ1。自社が直接排出した温室効果ガス排出量）及び間接排出量（いわゆる、スコープ2。エネルギー起源間接排出量）それぞれについて、①2030年度排出削減目標、②2025年度排出削減目標、③第1フェーズの排出削減量総計の目標をプレッジし、年度の終了時に実績報告を行うこととされている。なお、実績報告について、GroupGは、国内直接排出・間接排出の排出量実績の算定結果について、第三者検証が必要とされている一方、GroupXは任意とされている。

排出量取引の対象は、国内の直接排出分のみとされており、各企業は、第1フェーズの最終年度となる2025年度の終了後に自らの排出削減状況に応じて、超過削減枠を創出・売却するか、超過削減枠又は適格カーボン・クレジットの調達等を行うこととなる。超過排出枠の創出要件として、①2023年度～2025年度の実排出量が、パリ協定に基づき国が決定する排出量削減目標（NDC）相当排出量よりも少ないこと（直接排出量要件）、及び②直接排出と間接排出の実排出が、制度開始前の排出実績以下であること（総量排出要件）を満たす必要がある。

基準年は原則2013年度とすることとされているが、参画企業の状況等に応じて、2014年度から2021年度の間で設定することも可能となっている。直接排出量要件について、NDC相当排出量よりも少ないことを求める趣旨は、日本が掲げている2030年の排出削減目標である2013年度比46%減と整合的な削減ペースを上回る削減分について、超過排出枠の創出を認めるものと解することができる。また、超過削減枠については、GroupGのみが創出・売却が可能となっており、GroupXは、超過削減枠を生み出すことはできない扱いとなっている。他方、実績報告に関しては、GroupGは第三者検証が必須となっている一方、GroupXは任意となっているなど、排出量の規模に応じた取扱いの違いが設けられている。

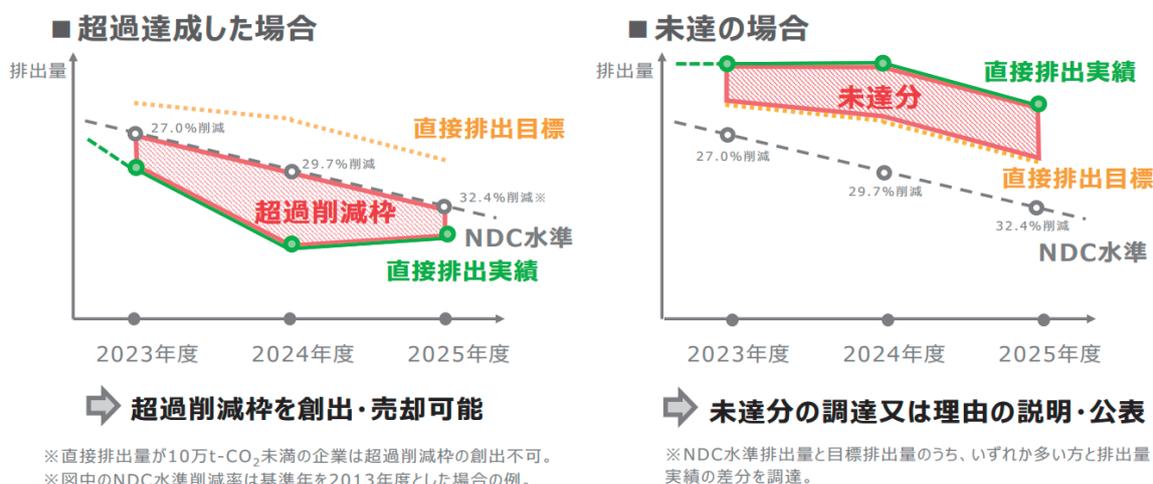
一方、自らの排出削減を進めても当初設定した目標の達成が困難である企業は、フェーズ終了後に自主目標排出量と実排出量の差分³¹について、超過削減枠の調達、または、GX-ETSにおいて認められている適格カーボン・クレジットであるJ-クレジットやJCMを調達して、償却することで未達分を補うことが認められている³²。なお、カーボン・クレジット市場の取引対象は、当面は、J-クレジットのみであるが、2024年11月から超過削減枠が追加される予定とされている³³（GX-ETSの取引の実施について図表6参照）。

³¹ ただし、NDC相当排出量よりも野心的な自主目標量を掲げていた場合は、NDC相当排出量と実排出量との差分となる。

³² J-クレジット、JCM以外の適格カーボン・クレジットについては、2022年6月に経済産業省の審議会において取りまとめられた「カーボン・クレジット・レポート」において整理された考え方にに基づき、GXリーグ内のワーキンググループにおいて今後追加すべき適格カーボン・クレジットの要件を検討することとされている。

³³ 株式会社日本取引所グループ「制度概要」〈<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/market-system/index.html>〉

図表6 GX-ETSにおける取引の実施



(出所) GXリーグホームページ「GX-ETSの概要」7頁

算定対象期間は年度ごととされ、各企業が設定した削減目標値、目標達成状況、取引状況は、GXダッシュボード上で一般に公開される。GXダッシュボードは、外部のステークホルダーが投資判断や企業評価などに活用可能な情報を、一覧性・比較可能性のある形で開示するものであり、この開示項目の一部にGX-ETSの削減目標値や、目標達成状況、取引状況が含まれている。GX-ETSは、義務的な制度ではないためこれらの調達を行わずに目標達成が未達であったとしても罰則はない³⁴。しかし、各企業の削減達成状況や、目標未達企業の超過削減枠とカーボン・クレジットの調達状況はGXダッシュボードを通して外部に公開されることとなる。

なお、GX-ETSの排出量算定方法は、地球温暖化対策推進法（以下「温対法」という。）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）³⁵の手法を基準とし、モニタリングや報告方法については、過去に政府が実施した類似の取組である「JVETS」や、「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」³⁶での手法を基礎とするとされており、排出量取引制度に係る政府のこれまでの取組や知見を踏まえた制度設計が行われていることがうかがえる。

³⁴ 自主目標を達成できなかった場合の対応として未達理由の説明のみを行うことも認められている。

³⁵ 同制度は、2005年の温対法改正により導入され、2006年4月から施行された。対象事業者は、①エネルギー起源CO₂の場合、全ての事業所のエネルギー使用量合計1,500k1/年以上となる事業者等、②エネルギー起源CO₂以外の場合は温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量合計がCO₂換算で3,000t以上及び事業者全体で常時使用する従業員数が21人以上の事業者とされており、大企業だけでなく中小企業も対象となっている。

³⁶ 2008年10月から経済産業省、環境省、内閣府が実施した排出量取引制度であり、企業等が自主的に削減目標を設定し、その目標の超過達成分や国内クレジット及び京都クレジットの取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組み。

(3) 法的課題に関する検討

2024年5月13日に開催されたGX実行会議において、排出量取引制度の本格稼働に向けた2026年度からの第2フェーズに向け、一定規模以上の排出を行う企業の参加義務化や、個社の削減目標の認証制度の創設等を視野に、法定化を検討する方針が示された。法定化を進めるためには、排出量取引制度の具体的な制度設計の前提として、排出量取引制度における事業者の義務や排出枠の法的性質等の、法的な論点を前もって整理しておくことが重要であるとされた³⁷。

そこで、既に諸外国で実施されている排出量取引制度を日本の法体系で考えた場合の法的整理を検討するため、「GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会」が経済産業省、環境省の両省共催により設置された。同研究会では、排出量取引制度に係る憲法上、行政法上、民法上の論点について検討が行われている³⁸。研究会において示されている論点とその方向性について、一例を挙げれば、専門技術的かつ政策的な判断が必要となり、立法裁量は広範と考えられる一方で、制度の見直し等については、予見可能性、透明性を確保する仕組みを設けることが重要であることや、排出枠の無償割当量の決定・割当てについては、割当基準について、行政庁の恣意が入らないよう曖昧な基準ではなく、一定の計算式等明確な基準とすることが重要であることなどが示されている³⁹。

なお、同研究会において、無償割当に関し、韓国では、制度導入当初、産業界から多数の異議申立て、訴訟が提起されたことが紹介されている⁴⁰。この背景には、韓国政府が国際的信頼性維持のために、排出枠の割当総量を産業界の主張に反して厳格に設定したことや、また、韓国の排出量取引制度は、排出枠のキャップを定めた上で、セクターごとにもキャップを振り分けており、同一セクター内の対象事業者間でパイを奪い合う構造が鮮明化したこと、無償割当の根拠となる基準年度でたまたま排出量が多かった企業がより多くの無償割当を受けられることとなり、不公平な割当てとなったことも原因と分析されている⁴¹。

同研究会委員からは、排出枠の割当総量、排出枠の無償割当方法を定める算定基準の策定に関して、特定業界の不明瞭な影響力の行使を避けるためにも透明性を持ったプロセスが必要だと考えるとの指摘や、制度の実効性確保の在り方について、最も重要な点は、関

³⁷ 第11回GX実行会議(2024.5.13)資料1 2頁、34頁<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kai/dai11/siryoul.pdf>

³⁸ 第1回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(2024.5.17)資料3 7頁<https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/001_03_00.pdf>。なお、本研究会における検討に先立ち、環境省では、2008年3月に「国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会」を設置し、排出量の割当てに関する憲法上、行政法上、民法上の課題等について複数年度にわたり検討、論点整理を行い、2012年3月に検討会の報告書「国内排出量取引制度の法的課題について」を公表した。今回の研究会においては、随時、同報告書の中から参考となる議論の紹介が行われている。

³⁹ 第2回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(2024.6.5)資料3 1～2頁<https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/002_03_00.pdf>、第3回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(2024.7.22)資料3 3～4頁<https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/003_03_00.pdf>

⁴⁰ 第1回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(2024.5.17)資料3 16頁、第2回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(2024.6.5)資料4 13頁<https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/002_04_00.pdf>

⁴¹ 第2回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(2024.6.5)資料4 9頁

係者の公平性の確保という点である旨の指摘もなされている⁴²。

(4) 具体的制度設計に関する検討

排出量取引制度の法的課題における検討の成果等を踏まえ、2024年9月3日、内閣官房に「GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」が設置され、具体的制度設計に関する検討が行われている。

初回会合では、GXリーグにおいて試行的に開始された2023年度からの第1フェーズの実施状況を踏まえて検討を進めることが確認されるとともに、今後の検討の視点として、一定規模以上の排出を行う企業への対象の義務化、目標設定の在り方とその達成に向けた規律の強化、企業の予見性確保策等について今後検討を深めていくこととされている⁴³ (図表7参照)。

図表7 本格稼働後の排出量取引制度に関する検討の視点

<p>①制度対象者の定め方</p> <ul style="list-style-type: none">・一定規模以上の排出を行う企業については制度の対象とすべきではないか・国内における排出量のカバー率や、諸外国制度とのイコールフットイング等の観点からどのような基準を設定すべきか <p>②目標設定の在り方</p> <ul style="list-style-type: none">・第1フェーズでは、目標水準の客観性・公平性に課題・本格稼働後は政府が策定した指針と整合的な目標設定を企業に求めることを想定・業種ごとの特性や、各社のこれまでの取組の状況等、目標設定において考慮すべき要素としてどのようなものが考えられるか <p>③目標達成に向けた規律強化</p> <ul style="list-style-type: none">・第1フェーズでは、目標未達成の場合は理由の公表を求めているが、クレジットの購入は義務付けられていない・炭素国境調整措置(CBAM)⁴⁴等の国際動向を踏まえ、目標達成のための規律付けとしてどのような措置を講じるべきか <p>④取引の在り方</p> <ul style="list-style-type: none">・必要な流動性は確保しつつも、取引秩序形成の観点から取引に関する規律(取引参加者の範囲・取引所の在り方等)をどのように定めるべきか <p>⑤その他、投資の予見性確保のための措置</p> <ul style="list-style-type: none">・企業の投資予見性を高めるため、2026年度以降、上下限価格を設定し、その範囲に価格を誘導することを想定しているが、その他、投資促進の観点から、制度設計上留意すべき点はあるか
--

(出所) 第1回GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ(2024.9.3)資料3 8頁を基に作成

⁴² 第2回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(2024.6.5)議事要旨 7頁、9頁<https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/002_gijiyoshi.pdf>

⁴³ 第1回GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ(2024.9.3)資料3 8頁<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/carbon_pricing_wg/dail/siryou3.pdf>

⁴⁴ CBAMとは、EUにおいて、域外諸国からの輸入品につき、製品単位当たりの炭素排出量に基づき輸入課金を行うものであり、EU-ETSにおける無償割当廃止のスピードに合わせて、2026年から2034年にかけて段階的に導入される予定である(第1回GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ(2024.9.3)資料3 21頁)。

5. GX推進法の国会審議等を踏まえた主な論点

(1) 排出削減と経済成長の両立

排出量取引制度の本格稼働に向けては、大企業の参加を義務化することなど規律を強化していくことにより排出削減の実効性を確保することとしているが、成長志向型カーボンプライシングの導入の目的は国際公約達成のみならず、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現であることを踏まえ、制度導入による産業競争力や経済への影響についても注視していくことが必要と考えられる。カーボンプライシングの導入による事業者の負担水準についてはまだ明確にされていないが⁴⁵、日本エネルギー経済研究所では、2050年度の化石燃料賦課金の単価について2,069円～6,094円/tCO₂、特定事業者負担金について12,400円～19,078円/tCO₂との試算結果を示している⁴⁶。また、IEAの報告書では、カーボンプライシングについて、「NZEシナリオ⁴⁷では、2050年までに先進国では平均250米ドル/tCO₂、その他の主要国では平均200米ドル/tCO₂まで上昇する。」⁴⁸との試算も示されている。

今後、更なる炭素価格の引き上げを行う国や地域が増加し、国際動向を踏まえた対応が求められる場面も想定される。排出削減の確実な実施に向け、脱炭素への投資が促進されるような価格水準となる必要はあるが、規制の強化による経済活動やエネルギー価格への影響も注視しつつ、バランスの取れた制度設計、運用を行っていくことが必要であろう。

(2) GX製品価値の向上に向けた取組

化石燃料賦課金、特定事業者負担金は、直接的には、石油を扱う輸入業者や発電事業者の負担となるが、それが社会全体のあらゆる価格に転嫁されることにより、最終的には社会全体で負担をしていく仕組みを構築することが課題となろう。これに関連して、GX推進法の国会審議において、西村GX担当大臣は、「適切な転嫁は行えるものと認識をしている、サプライチェーンを通じてカーボンプライシングの転嫁状況をどのように公平、正確に把握するかについては、世界的にも難しい課題となっている。把握のための方策や工夫があり得るかについて、今後真摯に検討していきたい」⁴⁹と答弁した。脱炭素社会への移行に向けては、排出事業者だけではなく、国民一人一人の意識改革、行動変容により、社会全体を変えていくことが大変重要である。現在、GX実行会議において、GX製品市場創出に向けた検討が行われているが⁵⁰、価格転嫁が適切に行われるようにするためにもGX

⁴⁵ GX推進法の国会審議の政府答弁において、エネルギーに係る負担の総額、具体的には石油石炭税と再エネ賦課金が中長期的に減少していく範囲で導入するとの説明は行われているが、具体的な負担水準については答弁されていない（第211回国会参議院経済産業委員会会議録第6号18頁（令5.4.25））。

⁴⁶ 一般社団法人日本エネルギー経済研究所 環境ユニット気候変動グループ 主任研究員 清水透、理事 環境ユニット担任 坂本敏幸「第59回IEEJエネルギーウェビナー開催 20兆円の歳入を生むカーボンプライス」（2023.8.30）7～8頁<<https://eneken.ieej.or.jp/data/11299.pdf>>

⁴⁷ IEAが公表しているシナリオの一つで、2050年までに世界がネット・ゼロを達成すると仮定するもの。

⁴⁸ IEA “World Energy Outlook 2023” pp.98-99.<<https://iea.blob.core.windows.net/assets/86ede39e-4436-42d7-ba2a-edf61467e070/WorldEnergyOutlook2023.pdf>>

⁴⁹ 第211回国会衆議院経済産業委員会会議録第3号29頁（令5.3.15）

⁵⁰ GX製品市場創出に向けた施策オプションとして、①GX価値見える化、②GX製品・サービス調達のインセンティブ付与、③GX製品の調達コスト低減、が示されている（第12回GX実行会議（2024.8.27）資料

製品が選ばれる仕組み作りや制度的後押しを早急に検討することが必要であろう。また、特定の業界や企業、特に中小企業等に負担が偏ることがないように、価格転嫁に関する調査方法の早期の確立も期待される。

(3) 排出量取引の本格稼働に向けた留意点

ア 制度対象者の範囲

G X推進法では、特定事業者負担金の対象が発電事業者のみとされているが、国会審議では、今後その対象を広げていく必要性が指摘されていた。これに対して、政府は、「代替技術の有無や国際競争力への影響などを踏まえたものにならなければ、排出規制の緩い国への生産移転が発生し、雇用や消費の流出によって国益を損なうだけではなく、世界全体で見てもCO₂排出量が増加する可能性がある。この点、発電部門は、既に商用化された再エネ等の代替技術を有しており、諸外国の排出量取引制度においても、制度の対象化や、有償比率の引上げなどにおいて、発電部門での取組を先行させている。」⁵¹と説明し、「発電部門以外の有償オークションの対象化については、G Xリーグの発展を含め、成長志向型カーボンプライシング構想の進展や国際的な動向も踏まえた検討が必要だと認識している。多くの業種から構成されるG Xリーグを発展、活用していく方針であり、引き続き多くの企業の参画を呼びかけていきたい」⁵²と答弁している。

2005年に排出量取引を導入したEUでは、徐々に制度を厳格化し、対象セクターの拡大も図られてきており、現在は、発電、産業、航空、海運が対象とされている⁵³。我が国においても、脱炭素化に向けた代替技術の開発動向等を踏まえ対象範囲の拡大に向けた検討を進めていくことが必要であろう。

イ 透明性、公平性の確保

G X推進法上、排出量取引制度の排出枠は、特定事業者（発電事業者）に対して有償枠と無償枠を組み合わせることで交付をすることが想定されている⁵⁴。

排出量取引制度の本格稼働に当たっては、公平性や実効性を一層高めることとされているが⁵⁵、G X推進法における国会審議においても、無償枠の量や、交付期間が、事業者にとっては大変重要になるとの指摘がなされていた⁵⁶。本稿4(3)において韓国の事例を紹介したが、無償割当の排出枠の配分方法を含め、制度の詳細設計に当たっては、透明性、公平性を担保することが重要と考えられる。

ウ 予見可能性の確保

前述のとおり、排出量取引制度は、市場機能を活用することで効率的かつ効果的に排

1 36～40頁<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai12/siryoul.pdf>。

⁵¹ 第211回国会衆議院経済産業委員会議録第5号26頁(令5.3.22)

⁵² 第211回国会衆議院経済産業委員会議録第3号35頁(令5.3.15)

⁵³ JETRO「EU ETS 世界をリードするEUのカーボン・プライシング(1)」(2024.5.27)<<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2024/0502/cdd0133a4a27e311.html>>。なお産業には、エネルギー多消費産業、アルミニウム製造、非鉄金属製造などの多くの産業が含まれるとされる。

⁵⁴ 第211回国会参議院経済産業委員会議録第6号20頁(令5.4.25)

⁵⁵ 第211回国会参議院経済産業委員会議録第4号20頁(令5.4.18)

⁵⁶ 第211回国会参議院経済産業委員会議録第6号20頁(令5.4.25)

出削減を進めることが可能となる一方、市場価格が変動するため、取引価格に対する预见可能性が低い点が課題となる。諸外国においても市場安定措置の導入例があるが、我が国における今後の本格稼働に向けては、カーボンプライスの上限価格と下限価格をあらかじめ設定し、かつ長期的に上昇させることが想定されており、その価格の水準については2026年度以降に設定することとされている⁵⁷。価格水準は、GX移行に向けて行動変容を促す効果や、カーボン・クレジット市場での取引価格、国際的な炭素価格等、様々な要素を踏まえて検討することとされており、その制度設計や運用は複雑なものとなることが想定される。諸外国の例も参考にしつつ、いかに制度を安定的に運用していくかが課題となろう。

(4) エネルギー関係諸税との整理統合に向けた検討

我が国では、2012年10月から温対税(CO₂排出量1t当たり289円)が導入されている。このほか、石油石炭税や揮発油税などのエネルギー関係諸税⁵⁸が課せられており、それらを含めると、実効炭素価格⁵⁹は約4,000円/tCO₂程度、さらに、これに再エネ賦課金を加えると6,301円程度となるとされるが、これらは、必ずしも炭素比例での負担となっておらず、諸外国から見て、炭素排出に対して適切なコストを払っていると理解されないとの声もある⁶⁰。EUでは、CO₂の価格が低い国で作られた製品を輸入する際に、CO₂分の価格差を事業者負担してもらおう仕組みとして、CBAMを導入することとしており、それに伴う我が国企業への影響が懸念されている。

GX推進法における国会審議において、カーボンプライシング導入に当たり他のエネルギー関係諸税との関係整理を行う必要性についての質疑が行われた。西村GX担当大臣は、「既存税制や関連制度は、それぞれの課税根拠等に応じ必要性や許容性を精査の上措置しており、今回の法案のみを契機とした整理は困難である。その上で、今般導入する制度は、まさに炭素価格が表れる明示的カーボンプライシングである。」旨の答弁を行っている⁶¹。また、鈴木財務大臣は「揮発油税を含む既存の燃料課税に関する明示的なカーボンプライシングへの見直しについては、それぞれの税目の課税根拠や創設の経緯、その見直しによる経済への影響などを踏まえた丁寧な検討が必要になる」⁶²との見解を示している。

整理統合に向けた検討は容易ではないと想定されるが、GXは、全省庁を挙げて取り組むべき国家プロジェクトであり、その推進に当たっては、他の税制も含めた横断的な見直しを検討することも必要ではないか。炭素に対する負担をできる限り見える化し、諸外国

⁵⁷ GXリーグ事務局「GX-ETSにおける第1フェーズのルール」(2023年2月)47頁

⁵⁸ エネルギー関係諸税としては、揮発油税・地方揮発油税(ガソリン税)、石油石炭税、石油ガス税、航空機燃料税等がある。

⁵⁹ OECDは、炭素税、排出量取引制度、エネルギー関係諸税を合計した炭素価格を「実効炭素価格」として評価している。

⁶⁰ 第4回カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会(2022.6.15)参考資料4 3頁<https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/004_s04_00.pdf>

⁶¹ 第211回国会参議院本会議録第15号(その1)9頁(令5.4.14)

⁶² 第211回国会衆議院本会議録第9号10頁(令5.3.9)

の理解が得られるよう取り組んでいくことが重要であろう。

6. おわりに

カーボンプライシングの検討は2000年代から行われ、環境省、経済産業省において長きにわたり議論されてきた。導入の是非についての結論が見い出せない状況が続いていたが、脱炭素化に向けた動きが産業競争力を左右するという世界的な流れを背景に、我が国においてもGX推進法が成立し、成長志向型カーボンプライシングが導入されることとなった。これは、政府及び企業において、脱炭素化の取組の重要性、またそれを通じた企業価値向上や産業競争力の強化を実現していく必要性が強く認識されたことの証左であると思われる。脱炭素化の推進に関しては、企業のコスト負担の増大や、最終的には国民負担の増大を招くのではないかとの懸念もあるが、このような機運を契機として、社会全体として脱炭素化に向けた積極的な行動が引き出され、それが、カーボンニュートラルの実現、産業競争力の強化へとつながっていくことを期待したい。

【参考文献】

- 野村総合研究所『排出量取引とカーボンクレジットのすべて』（エネルギーフォーラム、2023年）
- 三菱総合研究所『排出量取引入門』（日本経済新聞出版社、2008年）
- 佐藤仁人、辻村翔、田島和輝、宮崎優也「GX実現を支えるカーボンクレジット・排出量取引」『知的資産創造』（2023年7月号）
- 清水透、坂本敏幸「20兆円の歳入を生むカーボンプライス」『一般社団法人日本エネルギー経済研究所研究レポート』（2023.7.25）〈<https://eneken.ieej.or.jp/data/11250.pdf>〉
- 一般社団法人日本エネルギー経済研究所 環境ユニット気候変動グループ 主任研究員 清水透、理事 環境ユニット担任 坂本敏幸「第59回IEEJエネルギーウェビナー開催 20兆円の歳入を生むカーボンプライス」（2023.8.30）

（うすい まゆみ）